

# 組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University  
金沢大学教職員組合執行委員会  
金沢市角間町  
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105  
E-mail kanazawa@ku-union.org  
ホームページ http://www.ku-union.org/

2015年1月30日

通巻1223号

## この号の内容

- 学内規程の見直しについて
- ブリしゃぶの会のご案内



## 今年も一層のご支援と ご協力をお願いいたします

執行委員長 矢淵孝良

あけましておめでとうございます。

今年、国立大学改革加速期間の最終年度を迎えると同時に、第2期中期目標・中期計画の評価を行い、第3期の目標・計画を立案する年になります。さらにまた、金沢大学〈グローバル〉スタンダードに基づく教育改革に関する議論が加速する年でもあります。多忙化に拍車がかかるのは必至です。

学長からは“頑張れ”と言われますが（年頭あいさつ）、まるでゴールのないマラソン競争に駆り立てられているようで、どう頑張っ

たらよいのかさえ分かりません。まあ競争から降りてしまえばよいのですが、なかなかそうした決断もできません。

このような状況下、私たちは組合活動の原点である「教職員の労働条件の改善」「働きがいのある職場づくり」をめざして“頑張ろう”と思います。また9月には、共通の課題を抱える全国の仲間たちと語り合う教研集会在金沢で開催される予定です。ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。



## 進む学内規程の見直し 《学長権限の強化へ》

現在、学則を始めとする学内規程の見直しが進められています。これは4月1日施行の学校教育法、国立大学法人法等の改定を踏まえた見直しで、文科省の確認(=了解)を経ながら作業は進められているようです。以下、公表された資料に基づき、少し問題点を指摘したいと思います。

## 教授会の審議事項から「管理運営」を削除！

そもそも学校教育法の改定は、学長のリーダーシップの強化を図るものですから、学内規程の見直しに際しても、学長の決定権の強化・明確化が求められています。これについて大学は、まず教授会の審議事項から「管理運営」という文言を削除する形で対応するようです。例えば、学則第27条は教授会設置を

規定するものですが、従来、「教育及び研究並びに管理運営に関する重要事項を審議するため」に置くとされていた条文から「並びに管理運営」が削除されます。これに合わせてでしよ、学則第30条、教育研究会議規程第3条に規定された教授会の審議事項も同様の措置が講じられます。

しかしながら、学則第30条の審議事項には「当該研究域長及びがん進展制御研究所長の選考に関する事項」や「教員の人事及び選考に関する基本的事項」が残ります。これらは「管理運営に関する重要事項」にはほかなりません。つまり、教授会は管理運営に関する重要事項を審議する機関です。にもかかわらず、学則第27条から「並びに管理運営」を削除す

るのは、将来的に部局長の選考や教員人事に関する事項も教授会の審議事項から削除する思惑があるのでしょうか。それとも“部局長の選考や教員人事は管理運営に関する重要事項でない”と強弁なさるのでしょうか。

仮に文科省の指示が、教授会から管理運営を切り離せと言うものであったとしても、それは実態に合わないと言えそうです。

## 「議に基づき」から「議を経て」に！ 諸会議の「議を経れば」学長が自由に決定？

さらにまた、すでに改定された教育職員人事規程などでは、従来、諸会議の「議に基づき、学長が行う」であった文言が、「議を経て、学長が行う」に改められました。「議に基づき」は学長の決定権を拘束し、「議を経て」には拘束性がないとの解釈によるものと推察されます。

この「議を経て」というのはあまりに無機物的すぎるので、せめて「議を踏まえ」くらいにしたらどうかと思いますが、それでは文科省の了解が得られないのでしょうか。それは

ともかく、そもそも学長に「会議の意向を尊重する」という姿勢がなければ、円滑な管理運営は望むべくもありません。会議の結論と異なる決定が続けば、会議の構成員は無力感に包まれ、建設的な意見は皆無になるでしょう。場合によれば、「審議拒否」というまったく不毛な対立を招来しかねません。

どのような文言に落ち着くか分かりませんが、学長は改定に当たり、教授会を始めとする会議の意向を尊重する旨、明言すべきであろうと思います。

## さらなる学長のリーダーシップ強化！ 運営費交付金の中に学長裁量経費を費目化？

さて、学校教育法の改定は、法制面から学長のリーダーシップ強化を図る施策ですが、これに飽きたらない文科省は、さらに現在検討中の第3期中期目標・中期計画期間における運営費交付金の見直しでも、「学長のリーダーシップ強化を予算面で支えるため、運営費交付金の中に、学長の裁量により学内資源の再配分を行うための経費を新たに区分」するという基本的な方向性を打ち出しています。

これは「学長の裁量により学内資源の再配分を行わないと運営費交付金を減らす」と解釈されます。この「学内資源の再配分」とは教職員の再配置、すなわち組織改革を意味します。要するに文科省は「学長の裁量による

組織改革」を推進したいのです。そして学長一人を説得すれば済むように学内規程を変更させたいのです。

山崎学長は運営費交付金の配分方法の見直しについて、国立大学の3類型化と併せて「危ない議論」（年頭あいさつ）と評されました。私たちも同様の評価をしています。ただ、学長は私たちと違い、その「危ない議論」が現実のものとなった時、一定の役割を担うことが求められる立場にあります。改革が不可避であるとして、文科省の意に沿う改革をなさるのか、教職員の声に耳を傾けた改革をなさるのか、私たちは注目しています。

# 責任感にあふれた学外委員を！

国立大学法人法等の改定に伴い、監事、学長選考会議、経営協議会に関する規定が改められます。うち学長選考会議については、現在検討中のようです。監事について言えば、従来なかった「文部科学省令」という文言が散見されます。暗に文科省からの出向者を受け入れなさいと言っているのかと疑われます。

経営協議会については、学外委員を過半数にする必要上、「学内委員を1名減らす」という対応策が講じられます。その結果、学長を含む学内委員7名、学外委員8名という構

成になります。私たちは学外委員が過半数になることをさほど心配していません。ただし、それは学外委員が高い識見を有するだけでなく、委員としての仕事に責任を感じ、必要とあらば自らの意見を世間に公表しようとする気概に満ちた方々であればの話です。実際にそのような方々がおられることを示すべく、和歌山大学経営協議会の学外委員の声明を転載させていただきます。学長におかれましては、面談の上、かかる責任感にあふれた有識者を任命なさるよう要望します。

## 和歌山大学経営協議会 外部委員の声明文

地方国立大学に対する予算の充実を求める声明  
— 第3期中期目標期間に向けて —

平成27年1月6日

国立大学法人和歌山大学 経営協議会外部委員 (50音順)

赤木 攻 (元大阪外国語大学長)

檜畑 直尚 (株式会社南北代表取締役)

柏原 康文 (株式会社テレビ和歌山代表取締役社長)

松原 敏美 (弁護士)

南 努 (元大阪府立大学長)

私たちは、国立大学の法人化以降、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号にもとづく経営協議会の学外委員として、和歌山大学の将来計画をはじめ、大学経営の審議に参画し、大学経営に対する「社会の目」として役割を果たしてきた。

その立場から、これまでの国立大学に対する運営費交付金などの予算の削減、また今般の政府等における国立大学、とりわけ運営費交付金の配分に関する議論をみていると、平成28年度から始まる第3期中期目標期間における地方国立大学の存立を危惧せざるをえない。

和歌山大学は、これまで運営費交付金が年々削減され、正規の教員を減らしながらも、特任の教員を雇用し、教育の質の向上や教育研究の推進はもとより、新たな国際教育や地域連携の分野も切り拓いてきた。とりわけ、特任の教員は、身分は不安定ではあるものの、正規の教員に伍して地域社会の発展に大きく貢献し、安倍内閣が推し進める地域創生に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、いまそのような経営努力も限界に達してきており、これ以上の運営費交付金の削減がなされると、大学の本務である教育研究に携わる教員の削減に加え、国際教育や地域連携の新たな分野で先導的役割を果たす未来を担うべき教員も雇用できず、大学現場はますます疲弊し、大学における教育研究の質の低下を招くことはおろか地域への貢献も十分果たせなくなる。

先般の国会において、下村博文文部科学大臣が、「大学の教育研究活動を支えるには、財政基盤を確立した上で、めり張りある配分を行うことが重要です。国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成を安定的に確保するとともに、改革を進める大学を重点的に支援します。」と所信表明されたが、昨今の政府・審議会等の議論やこれまでの国立大学に対する財政支援をみると、国立大学法人法に基づき大学経営に関与してきた者として、今後の国立大学の行く末にかなりの不安を感じる。

国立大学法人法が改正され、平成27年4月以降、経営協議会において学外委員を過半数とすることとなったことは、私たちのこれまでの「社会の目」としての役割が認められたと同時に、私たちに国立大学法人の経営に対する責任をこれまで以上に求めているものだと認識している。

これから、第3期中期目標期間に向けて、国立大学がさらなる存在感を示していくべき時に、政府内だけにとどまらず、地方自治体や地方経済界は元より、私たち経営協議会の学外委員も参加した議論を行い、まさに地方創生を担う国立大学としてその責務を果たせる財政支援の方針が確立されるようここに要請するものである。

## 新春企画

# 寒ブリを食べよう！ 《天然ブリ》準備します

日時 **2月6日（金）18:00～**

場所 **生協中福利施設2階**

参加費 **2000円** \*小学生以下は無料

締切 **2月4日（水）**

組合事務所までお申し込みください。

TEL 076-262-6009（FAX同じ） 内線（角間）2105

E-mail [kanazawa@ku-union.org](mailto:kanazawa@ku-union.org)



その場で解体します。  
新鮮！「きときと」をしゃぶしゃぶ、お刺身、カルパッチョ、などで食べましょう。

ワインや日本酒もご用意いたしますのでお楽しみに。

**お誘い合わせの上ぜひご参加ください。お申込みを待ちしております。**